ｆ－１	運動施設（野外活動実習場）	構築物	2,436	計 2,436	茨城県つくば市天久保３丁目
ｆ－２	運動施設（Invictus athlete Performance Center）	建物	144,228	計 210,578	茨城県つくば市天王台１丁目
		附属設備	66,350		
ｇ	駐車場（北地区）	構築物	452	計 452	茨城県つくば市天王台２丁目
合　　計				1,130,652	

⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａの職員宿舎敷地（土地）については、今後の使用予定がないため減損の兆候が認められた。

②　ｂ－１～９の職員宿舎（集合住宅）については、退去期限到来により、多くの退去者が出たため減損の兆候が認められた。また、ｂ－10については耐震基準を満たしていないため新規入居を停止していたため減損の兆候が認められた。

③　ｃの学生宿舎（集合住宅）については、建物及び附属設備の老朽化、入学者の減少により入居者が減少したため減損の兆候が認められた。

④　ｄ－１の宿泊施設については、実習スケジュールの変更等により一時的に使用率が低下したため、減損の兆候が認められた。ｄ－２の宿泊施設については、実習への参加学生の減少、また他機関の利用者の減少により減損の兆候が認められた。

⑤　ｅのセンター（研究基盤総合センター（低温部門））については、液体ヘリウムを利用する教員の減少により利用率が減少したため減損の兆候が認められた。

⑥　ｆ－１の運動施設については、猛暑等により使用率が回復せず減損の兆候が認められた。また、ｆ－２の運動施設については、令和７年10月～運用開始の施設であり、主に雨天時の授業、課外練習に使用する施設となっているため利用率が少なく、減損の兆候が認められた。

⑦　ｇの駐車場については、立地上一の矢学生宿舎入居者の利用が大半であり、一の矢学生宿舎の利用率減少に伴い利用率が減少したため減損の兆候が認められた。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　ｂの職員宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明設備等）及び構築物（共同溝等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

②　ｃの学生宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（冷暖房装置等）及び構築物（ごみ置場等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

③　ｄの宿泊施設については、建物、附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（通信設備）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

④　ｅのセンター（研究基盤総合センター（低温部門））については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（受変電設備等）及び構築物（共同溝等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

⑤　ｆの運動施設については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（換気設備等）および構築物（陶窯等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

①　ａの職員宿舎敷地（土地）については、今後の使用が予定されていないため、正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による調査報告額により測定しており、基準地価額に基づく市場価額から処分費用見込額を差し引いて算出している。当該資産の正味売却価額の方が高いため、減損の認識には至らなかった。

②　ｂの職員宿舎（集合住宅）については、設備の不備等の改修工事を実施のうえ新規採用者向けに利用案内を行い使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。

③　ｃの学生宿舎（集合住宅）については、継続入居についての周知を行うことにより、使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。

④　ｄの宿泊施設については、教育関係共同利用機関と連携し、公開実習等の広報活動を強化することにより利用者の増加が見込まれることから減損の認識に至らなかった。

⑤　ｅのセンターについては、教員の定年退職等により利用者が減少したことにより、液体ヘリウム供給量が減少しているが、今後の教員採用により使用が見込まれていることから、減損の認識に至らなかった。

⑥　ｆの運動施設については、利用者講習会を実施し積極的に周知を行うことにより、使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。

⑦　ｇの駐車場については、一の矢学生宿舎の入居者による使用が大部分であり、学内の会議で利用の検討を行うことで改善が見込まれていることから減損の認識に至らなかった。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射性同位元素等の規制に関する法律の改正に基づく放射性同位元素等を使用している工具器具備品の放射線の除去義務である。

２．資産除去債務の金額の算定方法

支出発生までの見込期間を４年～26年と見積もり、割引率は、０％～2.254％を使用して資産除去債務の金額を計算している。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	168,054千円
時の経過による調整額	185千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	168,239千円

４．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

⑴　放射線発生装置

放射線発生装置については、装置撤去時における放射性廃棄物等の除去に係る債務を有しているが、使用期間が長期に及び、撤去等の予定もないことから、放射線管理区域内の装置撤去時にかかる汚染レベルを把握することが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

⑵　建物等の賃貸借契約

賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、使用予定期間が不明確であり、移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

⑶　建物等の石綿含有建材等

建物等の解体等工事における石綿の飛散防止に係る債務については、解体等工事を予定する建物等以外については把握することが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

（賃貸等不動産関係）

本学は筑波地区に附属病院患者用駐車場及び学生宿舎等を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
30,273,995	△ 131,549	30,142,446	36,779,292